

外国為替F X取引約款

第1条（本約款の適用）

- 1 この約款（以下「本約款」といいます。）は、GMOコイン株式会社（以下「当社」といいます。）が「外国為替F X」の名称で提供するサービスに関してお客様との間で行う外国為替F X取引（以下「本取引」といいます。）に適用されるものとします。
- 2 本約款に定めのない事項については、「GMOコインサービス基本約款」の定めに従うものとします。

第2条（定義）

- 1 「外国為替F X取引」とは、当社とお客様との間で成立する金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第4項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引をいいます。
- 2 「カバー取引」とは、当社が保有する本取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該取引と取引対象の銘柄等が同じ取引を、当社が第三者を相手方として行うことをいいます。
- 3 「カバー取引先」とは、カバー取引の相手方をいいます。
- 4 「証拠金」とは、外国為替F X取引における本取引の契約義務の履行を確保するために、お客様が当社に差し入れる保証金をいいます。
- 5 「証拠金預託額」とは、お客様が当社に預託した金銭の残高に、本取引に関しお客様が保有する建玉の評価損益及びロールオーバーによって発生するスワップポイントの額を加減算した金額をいいます。
- 6 「新規注文」とは、新たに建玉を保有するための注文をいい、「決済注文」とは、新規注文に係る建玉を反対売買により決済するための注文をいいます。以下、新規注文と決済注文を併せて「注文」といいます。
- 7 「スワップポイント」とは、外国為替F X取引の対象となる通貨間の金利差相当額をいいます。
- 8 「建玉」とは、外国為替F X取引における新規注文の約定によって生じる権利義務等をお客様が保有する状態をいいます。
- 9 「注文の受付」とは、お客様の注文が当社に到達し、当社がこれに伴う所定の処理を行うことをいい、「注文の約定」とは、当社が受け付けたお客様の注文が執行条件を満たし、当社がこれに伴う所定の処理を行うことにより、本取引が成立することをいいます。
- 10 「評価損益」とは、仮に建玉を決済した場合に発生するであろう損失（含み損）及び利益（含み益）をいいます。

1 1 「ロールオーバー」とは、未決済の建玉の当初の決済日を翌営業日に繰り越す処理をいいます。

第3条（自己責任の原則）

お客様は、本取引に関し、本約款、重要事項説明書及び当社ウェブサイト上の取引ルール（本約款において、以下「本約款等」と総称します。）を熟読し、本取引の仕組みやリスクを十分に理解した上で、お客様ご自身の判断と責任において本取引を行うものとします。

第4条（外国為替F X取引口座の開設）

- 1 お客様は、当社が定める方法により、本取引を実施するための外国為替F X取引口座の開設を申し込むものとします。
- 2 個人のお客様は20万円以上、法人のお客様は100万円以上の金融資産を保有している場合に限り、外国為替F X取引口座の開設が認められるものとします。
- 3 当社は、お客様が当社所定の口座開設基準（前項に定めるものを含みますが、これに限られません。）を満たしており、かつ「外国為替F X取引に関する確認書」を電磁的方法により差し入れている場合に限り、第1項の申込みを受け付けるものとします。
- 4 当社は、第1項の申込みを受け付けなかった場合であっても、その理由及び結果をお客様に通知する義務を負いません。

第5条（取引価格）

- 1 当社は、次の各号に定める事由のいずれかに該当する場合には、取引価格の提示を停止する場合があります。
 - (1) 当社のカバー取引先の全てが取引価格を提示しなくなったとき。
 - (2) 当社のカバー取引先が提示する取引価格の全てが市場実勢を反映していないと当社が判断したとき。
 - (3) 市場における取引量の低下等により、適正な取引価格の生成ができないと当社が判断したとき。
 - (4) 前各号に定める事由のほか、当社が価格配信の停止が必要と判断したとき。
- 2 前項の場合には、注文の受付及び執行の全部又は一部が停止される場合があります。当社は、これによってお客様に生じた損害につき一切責任を負いません。

第6条（手数料）

お客様は、当社が指定する手数料を支払うものとします。手数料の詳細は、取引ルールに

定めるとおりとします。

第7条（スワップポイント）

当社は、通貨ペアの金利差やロールオーバーの日数等を踏まえて、本取引に基づき発生するスワップポイントを、当社所定の方法により定めるものとします。

第8条（注文の受付）

- 1 お客様は、当社に本取引に係る注文をするにあたり、あらかじめ、当社の定める方法により、注文に必要な金銭を当社に預託するものとします。
- 2 当社は、取引画面を操作する方法による注文又は当社が提供するAPI（以下、「外国為替FX API」といいます。）による注文のみを受け付けるものとします。
- 3 お客様の注文は、当社が当該注文を受け付けた時に、有効になるものとします。
- 4 当社は、急激な価格変動によるリスク等からお客様を保護する必要がある場合や、その保有するリスク等に鑑み適切であると認めるとき（当社のカバー先におけるシステム障害等に起因する場合を含みますが、これらに限られません。）は、いつでも新規注文の受付停止、拒絶等の措置を講じることができるものとします。なお、当社はこれらの措置を講じたことによって生じた損害につき一切責任を負いません。

第9条（注文の指示事項）

お客様は、本取引の注文をするときは、当社の取引時間内に、取引画面において又は外国為替FX APIを用いて、次の各号に定める事項を正確に指示するものとします。

- （1）注文する通貨ペア
- （2）売買の別
- （3）注文数量
- （4）成行注文以外の場合は、その入力事項（指値注文、逆指値注文、OCO注文、IFD注文、IFD-OCO注文）及び価格
- （5）前各号に定める事項のほか当社が定める事項

第10条（約定等）

- 1 注文に係る本取引は、本約款等に従って成立します。
- 2 注文の約定処理は、社会通念上相当な処理時間を要し、また注文の約定価格はお客様の発注時点で提示されていた取引価格と差異（以下「スリッページ」といいます。）が生ずる場合がありますが、当該事象について当社において通常の処理が行われる限り、お客様

は異議を申し立てないものとします。

- 3 お客様がスリッページの許容額を設定した場合は、当該スリッページの許容額の範囲内にある場合、又は当社が指定する場合にのみ本取引が成立するものとします。
- 4 お客様が注文した時点で当社が先に他のお客様からの注文を受注していた場合は、お客様の注文の約定処理が、当該他のお客様からの注文に劣後する場合があります。
- 5 お客様は、本取引の成立前に限り、注文を取り消し、又は変更することができるものとします。

第11条（注文の執行）

当社は、次の各号に定める事由のいずれかに該当する場合には、注文を受け付けず、又は受け付けた注文を執行しません。

- (1)（新規注文の場合）証拠金が不足している場合。
- (2) 当該注文が本約款等に適合しておらず、又は違反している場合。
- (3) 前各号に定める場合のほか当社が不適切であると認める場合。

第12条（決済の方法）

建玉の決済は、反対売買による差金決済によってのみ行うものとします。

第13条（取引の取消し）

当社は、お客様が、当社が指定する方法以外の方法により注文を行った場合、約定価格が市場実勢を反映していない場合その他明白な誤りや不正な手段等によって取引が成立したと判断した場合には、第15条に定める確認後であっても当該取引を取り消すことができるものとします。なお、当社は本条に従って取引を取り消したことによって生じた損害につき一切責任を負いません。

第14条（取引条件の変更）

当社は、天災地変、経済事情の激変、その他のやむを得ない事由がある場合には、本取引の条件（取引ルールを含みます。）を変更することができるものとします。なお、当社は本条に従って取引条件を変更したことによって生じた損害につき一切責任を負いません。

第15条（取引内容の確認等）

- 1 当社は、注文の受付後又は約定後、遅滞なく、本取引の内容を当社ウェブサイト又は取引画面に表示するものとします。

- 2 注文の受付後又は約定後48時間以内に、お客様が当社に異議を申し立てない場合には、前項の内容に異議がないものとみなします。
- 3 お客様が前項の異議を申し立てた場合には、当社は、本取引に関する記録を確認し、その結果をお客様に報告するものとします。

第16条（証拠金）

- 1 お客様は、本取引の新規注文をする前に、あらかじめ、当社所定の額以上の証拠金（以下「証拠金必要額」といいます。）を当社に預託するものとします。
- 2 お客様は、証拠金預託額が証拠金必要額を超える場合に限り、その超過額を引き出すことができるものとします。
- 3 お客様が当社に預託する証拠金に利息は発生しません。
- 4 当社は、証拠金必要額を変更することができるものとし、証拠金必要額を変更したときは、未決済の建玉の証拠金にも変更後の証拠金必要額を適用することができるものとします。
- 5 前各項に定めるほか、証拠金の取扱いについては別途当社が定める取引ルールに従うものとします。

第17条（ロスカット）

- 1 当社は、未決済の本取引について、相場の変動によって生ずるお客様の損失を限定することを目的として、次の方法により計算される証拠金維持率が、当社が定める基準を下回った場合その他取引ルールに定める条件（以下「ロスカット条件」といいます。）が成就した場合には、ロスカットを執行することができるものとします。

$$\text{証拠金維持率} = \frac{\text{証拠金預託額}}{\text{本取引に係る証拠金必要額}}$$

- 2 ロスカットは、次の各号に定める方法で執行するものとします。
 - (1) 全ての約定前の注文を失効させること。
 - (2) 全ての建玉を強制決済（反対売買）すること。
- 3 ロスカット条件の成否については当社が一定の間隔で監視を行い、その成就を判断するものとします。
- 4 当社は、証拠金維持率が第1項の基準を下回った直後にロスカットが執行されること、及びロスカット条件の成就の基準となる価格でロスカットが執行されること等を保証す

るものではありません。お客様は、ロスカットの執行により証拠金の額を大幅に上回る損失が生じる場合があることを、あらかじめ了承するものとします。

- 5 お客様が証拠金の預託又は建玉の決済を行った場合において、当該手続が完了する前にロスカット条件が成就したことによりロスカットが執行されたとしても、当社は、これによって生じた損害につき一切の責任を負いません。

第18条（不足金）

お客様は、建玉の決済（ロスカットの執行を含みます。）により生じた損失の額その他の債務の額が証拠金預託額を超える場合には、直ちにその超過額を当社に支払うものとします。

第19条（取引ルール）

- 1 当社は、本取引に関し、次の各号に定める事項を取引ルールとして定め、当社ウェブサイトに表示するものとします。
 - (1) 取引対象の通貨ペア
 - (2) 注文又は建玉の数量の制限
 - (3) 必要な証拠金の額の計算方法
 - (4) ロスカットルール
 - (5) 取引日及び取引時間
 - (6) 手数料
 - (7) 前各号に定める事項のほか本取引に関する事項
- 2 当社は、いつでも前項の取引ルールを変更することができるものとします。

第20条（APIの利用許諾）

当社は、お客様に対して、お客様が当社の提供する外国為替FX APIを、当社の定める使用ルールに従って使用することができる譲渡不可、再許諾不可の権利を非独占的に許諾します。なお、当社は、お客様に対して通知することにより、お客様に対して何ら責任を負うことなく、利用許諾の内容を変更し、また許諾を取り消すことができるものとします。

第21条（APIの利用等）

- 1 お客様は、本約款等に従って、外国為替FX APIを利用するものとします。
- 2 外国為替FX API利用の対価は、第6条（手数料）に定める手数料を除き、無償とします。

- 3 お客様は、外国為替F X A P Iについて、商業利用、第三者への販売・利用許諾、解析、改竄、機能の変更、再配信その他当社が明示的に許諾する以外の方法及び態様において使用してはならないものとします。
- 4 外国為替F X A P Iに関する著作権その他の一切の権利は当社に帰属し、お客様は、前条に定める権利以外の如何なる権利をも取得するものではありません。

第22条（A P Iの利用に関する免責）

- 1 お客様は、当社がお客様に発行したA P Iキー及びA P Iシークレット等（以下「A P I情報等」と総称します。）を第三者に開示し、若しくは貸与し、又は第三者と共有しないとともに、第三者に漏洩しないよう厳重に管理するものとします。
- 2 お客様のA P I情報等を設定し外国為替F X A P Iを使用した外国為替F Xの利用は、お客様による外国為替F Xの利用とみなします。第三者が外国為替F X A P Iを利用して外国為替F Xを利用した場合、お客様は、当該利用行為に関する債務を負担し、当該利用行為により当社に損害が発生した場合、当該損害を賠償するものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失により、又はお客様の責めに帰すべき事由によらないで、第三者が外国為替F X A P Iを利用して外国為替F Xを利用した場合はこの限りではありません。
- 3 外国為替F X A P Iの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等によりお客様が損害を被った場合であっても、当社は、一切の責任を負わないものとします。ただし、当該損害が、当社の故意又は重大な過失による債務不履行又は不法行為によって発生した場合は、この限りではありません。

附則

- 2023年 4月 5日 制定
2023年10月21日 改定
2025年 2月 8日 改定